

(IV)－6 新技術活用型乳業等再編合理化推進事業

(1) 地区推進事業

第1 趣旨

要綱別表1のIVの6の(1)の地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

要綱別表1のIVの6の(1)の事業内容は、次のとおりとする。

1 取組の事業内容

再編等協議会は、地域における乳業再編整備又は集送乳の効率化に向けた取組を着実に推進するものとする。なお、この事業における乳業工場とは、牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条第2項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品（アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。）をいう。以下同じ。）及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場とする。

(1) 基本的な取組

- ア 地域における牛乳及び乳製品の生産及び流通の状況等
- イ 地域における乳業工場や集送乳施設の状況等
- ウ 乳業工場の処理能力、貯乳施設の貯乳能力等及び配置、新品種・新技術の活用等の今後のあり方等
- エ 本事業による乳業再編等の実施の推進方法
- オ 乳業再編等の実施計画の妥当性
- カ その他乳業再編等に必要な事項

(2) 地域における乳業の再編整備の実施に関する取組

地域内における乳業関係者間の連携体制の構築、乳業再編の実現のための実効性の高い計画の策定等、乳業の再編整備実施の推進を図るための次に掲げる取組を行うものとする。

- ア 地域乳業の合理化方針の策定
地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編地域ビジョン等の策定等を行うために、再編等協議会による検討会、優良事例等の調査の取組

イ 地域乳業の再編合理化の推進

アで策定する乳業再編地域ビジョン等及び酪振法第2条の3第4項の協議が整った酪肉近計画に即した別記様式第1号による乳業再編実行計画の作成

(3) 地域における生乳の集送乳の効率化に関する取組

地域内における生乳生産者団体等の連携体制の構築、生乳流通の効率化の実現に必要な実効性の高い計画の策定等、生乳の集送乳及び需給調整施設整備の推進を図るための次に掲げる取組

- ア 地域における生乳流通、需給調整機能の強化に関する方向性等を定めた地域

集送乳再生プランの策定等を行うために、再編等協議会による検討会、集送乳経路・関連団体等の実態調査の取組

イ 地域集送乳再生プランの実効性を高めるために必要な広域指定団体、全国連等との調整等の取組

(4) 乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化に関する取組

廃業計画が立てられている工場の従業員の合理化を図る取組

2 補助対象

補助対象経費については、別紙1のとおりとする。

第3 乳業再編等協議会

1 要綱別表1のⅣの6の(1)の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める乳業再編等協議会（以下「再編等協議会」という。）が満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県、農業関係機関等、生産者団体、本事業における取組に参加する乳業者、流通業者、研究者、経営管理等各種専門家等により再編等協議会を構成すること。

なお、都道府県、生産者団体、本事業における取組に参加する乳業者は必須の構成員とし、再編等協議会の範囲が複数の都道府県にまたがる場合には、これら全ての都道府県が構成員となること。

(2) 地区推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、再編等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編等協議会の運営等に係る規約（以下「再編等協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 再編等協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

第4 事業の実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、原則として乳業再編地区推進事業の事業実施計画の承認を受けた年度の1年間とする。ただし、要綱別表1のⅣの6の(1)の事業内容の欄の4の取組については、翌年度の実施を可能とする。

第5 事業の成果目標

1 成果目標については、本事業を活用した翌年度以降の乳業再編整備の実施について設定するものとする。

2 要綱第4の2の生産局長が別に定める事業の成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌年度とする。ただし、要綱別表1のⅣの6の(1)の事業内容の欄の4の取組を翌年度に実施する場合は、翌々年度とする。

第6 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

再編等協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき、地区推進事業の事業実施計画(以下「地区推進事業計画」という。)を別記様式第2号により作成するものとする。

2 地区推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。

- (1) 地区推進事業を行おうとする地域が所在する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。)第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(以下「酪肉近計画」という。)等との整合が図られていること。
- (2) 地域における生乳の集送乳の効率化に係る地区推進事業を行おうとする場合には、事業実施計画に定める内容が「集送乳の合理化の推進について」(平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知)に基づき加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第6条の指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定団体」という)が策定した「集送乳の合理化に係る推進計画」(以下「推進計画」という。)に即しているものであること。

3 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表1のⅣの6の(1)の事業内容の欄の1から4までの取組のいずれかの中止又は廃止
- (2) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第7 事業の承認及び着手

1 地方農政局長の承認

- (1) 地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、地区推進事業計画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表1のⅣの6の(1)の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 地区推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

- (2) 地方農政局長は、(1)により地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける再編等協議会に対し、別記様式第3号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、再編等協議会は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により、都府県にあっては地域センターを、北海道にあ

っては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、再編等協議会は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、再編等協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、再編等協議会は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第7の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、地区推進事業計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年、別記様式第5号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、成果報告書を別記様式第6号により作成し、目標年度の翌年度7月末までに行うものとする。
- 2 地方農政局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

なお、評価に当たっては、関係部局で構成する検討会を開催し、報告を受けた自己評価の内容を確認し、必要に応じて再編等協議会から聞取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。
- 3 要綱第7の5の評価結果の報告及び公表は、検討会の開催後速やかに行うものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 4 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は要綱第7の3に基づき当該再編等協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するものとする。
- 5 地方農政局長は、要綱第7の3に基づき指導を行った場合には、指導を行った再編等協議会に、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第8号により提出させるものとする。
- 6 要綱第7の6に基づく報告は、指導内容と併せて改善計画の写しについても報告を行うものとする。

第10 事業の実施における補助対象の要件

要綱別表 1 のⅣの 6 の（１）の補助要件の欄の 3 の生産局長が別に定める要件は、乳業工場の廃棄に伴う従業員の合理化に関する取組にあつては、補助対象が大手乳業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない乳業者をいう。）以外の廃棄工場の正規の従業員（以下「正職員」という。）の離職等に係る勧奨退職手当であることとする。ただし、次に掲げる勧奨退職手当については補助対象としない。

- 1 当該廃棄工場の役員、嘱託職員、臨時職員等の離職等に係るもの
- 2 当該廃棄工場の正職員であつて、再編実行計画の対象となっている乳業工場に離職等から 1 年以内に雇用されることが確実と見込まれる者の離職等に係るもの
- 3 廃棄施設に、関連企業から出向している者の離職等に係るもの

第11 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第12 補助

国は、予算の範囲内において、別紙に定めるところにより、事業実施主体に対して事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

別紙 1

地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化		効率的乳業施設整備整備の実施により、廃業する工場の従業員の離職を円滑に図るために必要な経費	・補助率は定額。 - ただし、従業員1名あたり10万円を支出額の上限とする。

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合